

金沢大学大学院法務研究科  
2014年度「法理学」定期試験  
7月30日(水) 8:45-10:15 実施  
出題: 足立英彦  
解答・解説 (70点満点)

1. つぎの語句を簡潔に説明せよ。(各5点)

(a) 命題

解答 真偽が定まっているもの。

(b) 不自由

解答 作為が命じられている, または不作為が命じられていること。

(c) 根本規範

解答 国の最初の憲法を定めた者に, その憲法を定める権限を与えたと想定される授權規範。

(d) 制度的行為

解答 授權規範によって構成される, 規範を定める行為のこと。

(e) 超法律的法形成 (praeter legem)

解答 制定法の文言の可能な意味内容を超えるが, それと両立する法規範を形成すること。

2. つぎの推論は論理的に正しいか。真理表を用いつつ説明せよ。(10点)

$$A, \neg A \vdash B$$

解答

		前提 1	前提 2	結論
A	B	A	$\neg A$	B
1	1	1	0	1
1	0	1	0	0
0	1	0	1	1
0	0	0	1	0

この推論において, 前提がすべて真の場合はない。したがって, 前提がすべて真で結論が偽になる場合, すなわち反例もない。したがって, この推論は論理的に正しい。

解説 この推論のすべての前提を連言で結合して構成される論理式を前件, 結論を後件とする条件法の論理式  $(A \wedge \neg A) \rightarrow B$  がトートロジーであることを説明してもよい。

3. 私人の有する権限と国会の有する権限について、両者の違いに重点を置きつつ説明せよ。(10点)

解答 私人が有する権限と国会が有する権限は, ともに規範を創造する権限であるという点では同じである。また, その権限によって他者になんらかの義務を課す場合, その義務を課される他者の同意を必要とするという点も同じである。他方, 私人が有する権限は, 特定の人を義務づける個別規範 (契約) を定める権限であるのに対して, 国会が有する権限は, 不特定のすべての人を義務づける一般規範 (法律) を定める権限である\*1。この違いには, 同意のあり方の違いが反映している。私人は, 義務を負う

\*1 国会が民会社との間で売買契約を結ぶことは可能であろうが, この場合国会は私人としての権限を行使しているのであって, 憲

特定の相手方の同意を得てはじめて、その相手方を義務づけることができる。私人が不特定のすべての人から直接同意を得ることは、個人の能力の限界を考慮すれば事実上不可能であり、したがって私人に一般規範を定める権限を与えることは不可能である。これに対して現代の民主主義国家の国会は、国民が選挙を通して選んだ国会議員で構成されており、その過半数の議員が定める法律には、その議員を選んだ国民の、したがって相対的多数の国民の間接的な同意が与えられているとみなすことができる。このことを主要な根拠として、国会には一般規範を定めることによって不特定のすべての人（多くの法律の場合はその国の住民すべて）を義務づける権限が与えられているのである。

**解説** 私人は個別規範を、国会は一般規範を定める権限を有すること、その違いの理由は相手方（義務を負う者）の同意のあり方の違い（一方は本人が直接、他方は相対的多数の者が間接的に同意を与えている）にあることを指摘できていればよい。私人や国会に権限を与える授権規範が異なる（私人に対しては民法 90-92 条や憲法 29 条 1 項（制度的保障論を採用した場合）、国会に対しては憲法 41 条）ことはたしかに両者の違いではあるものの、根拠となる制定法の違いは法理学的には重要でなく、したがって加点対象とはしていない。

4. 法解釈の論証（正当化）方法のうち、語の意味（実際の用法）に基づく論証方法と、立法者意思に基づく論証方法の優先関係について論じなさい。（15 点）

**解答** 語の実際の用法に基づいて論証される法解釈を立法者意思に基づいて論証される法解釈より優先すべきである。語の実際の用法に基づく論証は立法者の「述べたこと」を論拠とし、立法者意思に基づく論証は立法者の「思ったこと」を論拠とする。ともに立法者を尊重することを意味し、民主主義の理念にかなっているという点では、二つの論証方法に優劣はない。しかし、語の実際の用法に基づく論証は、言葉の実際の用法という、変化しにくい事実を論拠とすることから、法解釈の安定性（法的安定性の一種）に貢献する。これに対して立法者意思に基づく論証は、しばしば証明の困難な立法者意思を論拠とするので、法解釈の安定性には貢献しない。法解釈の安定性は、つぎの二つの目的のために必要である。第一に、「等しき者を等しく扱う」ために、すなわち平等原則を実現するために必要である。法規範の解釈が、解釈する人や時によって異なると、同様の者に対してその法規範が適用されたり適用されなかったりすることになり、平等原則に反する。第二に、予測可能性を確保することによって、我々の自由（作為・不作為の許可）の領域を確保するために必要である。もし、これまでの法解釈が不安定で、したがって将来の法解釈を予測できないならば、どのような行為が法的に命令されたり禁止されているのかが分からなくなり、我々が自由にしていよい行為の範囲も不明確になってしまう。以上から、とくに法的安定性の確保という点では有利な「語の意味に基づく論証」の方を、「立法者意思に基づく論証」より優先すると考えるべきである。

**解説** 語の実際の用法に基づく法解釈が優先されるべきことに 6 点。2 つの論証方法と法的安定性とを正しく結びつけていれば 6 点、さらに法的安定性と平等原則・自由とを正しく結びつけていればそれぞれ 3 点。2012 年度法学類定期試験 5 と同じ問題である。

5. 民営の遊園地の入り口に「車両進入禁止」という立て看板があるとする。この遊園地への車いす利用者の進入について、それは禁止されているという主張と、禁止されていないという主張をそれぞれ論証しなさい。なお、「車いすは車両である」という語の用法は不可能であるとする。また、「禁止されていない

---

法で与えられた立法権限を行使しているわけではない。

い」の「ない」の意味にも注意すること。(10点)

解答 解釈とは、言葉の可能な意味内容の範囲内でその意味内容を確定し論証することであるが、「車いすは車両である」という語の用法が設問によれば不可能であるため、「車いす侵入禁止」を「車両進入禁止」の一解釈であると主張をすることはできない。また本件では、民営の遊園地と車椅子利用者の間の私人間関係が問題となっており、遊園地営業者が車いす利用者の侵入について明文で何も定めていない場合は、遊園地営業者が定める規範の体系に欠缺があることになる。欠缺補充の最も説得的な方法は類推推論であるので、「車両進入禁止」という規範からの類推推論によって「車いす進入禁止」という規範を論証できるか否かを検討しなければならない。

もし、立て看板の目的が遊園地内の芝生の保護を目的としているのであれば、自動車や自転車などの車両と車いすは、芝生を傷つけるという性質を共有しているという意味でよく似ている。この類似性と「等しきものを等しく扱う」ことを求める平等原則に基づけば、車いすも車両と同様に取り扱うべきであり、したがって車いすの侵入は禁止されていると解すべきである。これに対して、立て看板の目的が歩行者の保護であり、速度の出る車両は歩行者にとって危険であるので侵入を禁止しているのであれば、車いすの速度は歩行者と同程度であり、歩行者にとって危険ではなく、したがって車両と車いすは危険性という性質を共有していないという意味でよく似ておらず、したがって車いすの侵入が禁止されているとは解すべきでない。後者はさらに先程述べたような場合、すなわち遊園地の事業者が車いすの侵入について何も定めていない、つまり車いすの侵入については何も決まっていないという場合と、営業者が遊園地の一般公開の原則を明文で定めており、それに基づき車いすの侵入が明示的に禁じられていない(すなわち許されている)場合とに分けることができる。

解説 「禁止されている」という主張の論証に5点、「禁止されていない」という主張の論証に5点配点した。

6. 講義に対するご意見、ご感想、改善提案等があれば、答案用紙に記入してください。(任意)

回答 ご批判はありませんでした。

参考情報(2014年8月6日現在)

履修登録数	定期試験受験者数	放棄	定期試験平均点	総合平均点
8	7	1	51.4	73.1

定期試験上位得点者: 66点1名, 62点1名。

総合上位得点者: 91点1名, 88点1名

以上